

電気の契約切り替えトラブルに注意!

2019年7月15日号

「電気料金が今より安くなる。電気料金の明細を教えてほしいと電話があり、検針票に書かれた番号などを伝えると数日後封書が届き、知らない小売電気事業者と契約したになっていた」といった相談があります。

平成28年4月1日の電力の小売り全面自由化以降、電話勧誘による電気の契約切り替えに関するトラブルが急増しています。今回のように、安くなると言われ話を聞いているうちに申し込んだことになっていたケースや、不要なオプションが契約に付いていたケースなどもあります。電気の契約切り替えには検針票にある記載情報が必要なため、契約する意思がないなら伝えないようにしましょう。

電話勧誘で契約した場合は書面受領日から8日以内であればクーリングオフが可能です。困ったことがあれば消費生活センターへ相談しましょう。